「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針（改訂案）」に対する意見募集の実施結果

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
4．案件形成に向けた地域調整		
1	・意見内容 「漁業操業の実態」については、都道府県を中心に確認・整理を行い、水産部局との連携が重要であるとされているが、隣接都道府県との連携についても明記すべきである。また、都道府県が他地域との調整を担うことを前提とする場合には、漁業操業実態の把握を可能とする具体的な手法指針の提示や、合意形成を支援するための補助制度等を積極的に講じるべきである。 ・理由 近年、漁業権漁業の範囲を越え、領海内かつ知事許可漁業等の範囲において洋上風力発電の導入が進展しているが、一部地域では複数の都道府県知事許可が操業する区域（入会）への利用形態が存在し、当該区域の都道府県単独では実態の把握や関係者との調整・協力の確保が困難な場合が生じているためである。	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。
2	・意見内容 「水産資源の実態」については、主として事業者が主体的に対応するものとされているが、水産資源に係る調査および評価については、国が主導的に実施・整理すべきである。特に、複数の洋上風力発電事業（ファーム）による累積的影響や、広域的に回遊する魚類への影響については、個別事業者単独での調査・データ収集および評価では対応が困難であることから、国として広域的かつ統一的な評価指針を早期に示す必要がある。あわせて、現在内閣府において検討が進められている「沖合海洋構造物設置に伴う回遊性魚類への影響調査手法」についても、本ガイドラインにおいて参考資料として言及すべきである。 ・理由 水産資源に関する影響評価において、複数事業（ファーム）による累積的影響の把握や、広域回遊魚種への影響の評価には、広範囲にわたる継続的かつ統合的なデータの収集・分析が不可欠である。しかしながら、これらは単一事業者の能力や調査範囲を超えるものであり、個別に対応した場合には評価の不整合やデータの重複収集が生じるおそれがある。このため、効率的かつ一貫性のある評価を実現する観点から、国が主導して調査手法および評価の枠組みを整備することが必要である。 参考資料：内閣府「沖合海洋構造物設置に伴う海洋魚類への影響調査手法について（概要）」（2026年4月30日閲覧） https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/kaiyuchosa/pdf/gaiyou_chosashuho.pdf	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。
3	4.案件形成に向けた地域調整のうち漁業実態の把握についての記述のうち 「・・・都道府県庁内で洋上風力を担当する部局は、水産部局との連携の下、対応することが必要である。」の後に次の①のような趣旨の記述を追加されたい。 また、その次のパラグラフの末尾「・・・事業者が具体的な調査計画を設計し斤舎を実施することが必要である。」の後に次の②のような趣旨の記述を追加されたい。 ・意見内容 ①その際、都道府県境が確定していない一般水域の現状に鑑み、対象水域で操業する他都道府県の知事許可漁業者・自由漁業者の実態を把握するため関係都道府県の水産部局との連携が必要となるとともに農林水産大臣許可漁業者の操業については水産庁の協力を得る必要がある。また、隣接する海域や内水面についても実態を把握し、利害関係者とすべきかの判断材料とする必要がある。 ②その際、経済産業省と国交省は水産庁の協力を得て、先行して行われている選定事業者による調査結果、特にサケ・マス等回遊魚の調査情報の集積と公表、統一的な調査手法などについて適切に助言を行うことにより事業者を支援するものとする。 ・理由 ①海面では一般的に都道府県境が確定していない実態がある中で、都道府県庁内で水産部局との連携がなされていたとしても、他都道府県漁業者の操業実態の把握が十分でなかったために、初期段階でボタンの掛け違いが起こり、案件形成が円滑に進まない事例が散見されるため。 　また、隣接水域で対象水域を通って回遊する魚を待って漁獲する定置漁業者や内水面やサケ稚魚を放流し対象水域を通って海で成長した魚の回帰を待つ内水面漁業者などが視野に入っていなかったためのボタンの掛け違いの例も散見されるため。初期段階での丁寧な漁業実態の把握が円滑な案件形成に不可欠なため、より具体的な記述とすべきと考えます。 ②（一社）全国さけ・ます増殖振興会（会長理事　鈴木俊一）ほか各地のさけ・ます増殖団体は、統一された調査手法を用いた十分な調査が行われること、共通プラットフォームを設置し調査データの整理・集約化を求めており、自由民主党さけ・ます増殖推進議員連盟（会長　鈴木俊一）にも要望を行っている（令和7年12月1日）。 　また、本会では（一社）再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）など発電事業側の団体との意見交換を進めていますが、その中でも各事業者が情報を囲い込むのではなく、情報の集積と公表の必要性の声があるところです。	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
5．サイト調査		
4	国の調査結果が適合性確認の審査基準を満たさない場合、選定事業者が改めて追加調査を行う必要が生じ、セントラル方式の目的である「事業の迅速化」や「コスト低減」が阻害されるため、セントラル方式に基づき国が実施するサイト調査について、その成果品が登録適合性確認機関による「サイト条件審査」にそのまま直接活用可能な仕様・品質となるよう、あらかじめ機関側との緊密な協議に基づき調査項目・精度を策定することを求めます。	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。
5	サイト調査には多額の公的資金（エネルギー対策特別会計等）が投じられており、その成果が審査に適用できないことは社会的費用の損失（無駄な投資）に繋がる可能性があるため、国のサイト調査仕様を策定する段階から登録適合性確認機関を関与させ、調査結果が審査において「追加調査不要」と判断されることを実質的に担保する運用としてください。	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。
6	・意見内容 日本版セントラル方式に基づくサイト調査の実施については、調整の進捗状況に応じて対象区域を選定するのではなく、関係者の同意が得られた全ての海域において実施すべきである。また、調査の実施にあたっては、「準備区域」「有望区域」等の区分との整合性を持たせた運用とすることが望ましい。 ・理由 現状では、サイト調査の対象区域が調整の進捗に依存して選定されているため、制度の運用方針としての方向性が必ずしも明確とは言えない。また、準備区域・有望区域に整理された場合であっても、セントラル調査の実施の有無によってその後の検討の進展に差が生じる可能性があり、制度運用の一貫性や予見可能性の観点から課題がある。	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。
7	・意見内容 取得されたデータは、最終的には、JODC（海上保安庁海上情報部日本海洋データセンター）及び気象庁に提出しアーカイブして、再解析データセットの作成や気候研究などにも利用できるようにしてほしい。 また取得中のデータのリアルタイムで利用を検討してほしい。1日1回（00UTC）だけでも（できれば3時間ごとであるが）、気象庁へWMO（世界気象機関）フォーマットで自動送信し、天気予報などの防災情報にも利用できるようにしてほしい。観測タワーにGNSSが設置されているのであれば、水蒸気量がわかり線状降水帯による大雨の予報に役立つと考えるので、気象庁と協議し、データ提供を検討してほしい。水温や波浪データについても1日1回でいいので、気象庁に送信すれば、数値モデルに使用されるので実況監視情報に利用される。 上記のことは、今後EEZまでセントラル方式の運用が拡大されることを想定しての検討を希望する。 ・理由 公募参加事業者への提供に係ることまでしか記載されておらず、最終的にデータをどのように保管し管理するか、いつまでにどの範囲で公開するか等のデータシェアリングポリシーが明確でない。経費は選定された事業者に請求されることになっているが、国費（税金）によって実施されるものなので、一般国民にも防災情報などで還元されることを考えてほしい。なお、一般に公開する場合、時間間隔などについては、研究者なども交えた議論によって決めればよい。 2021年10月、科学技術の進展による気象サービスに利用可能なデータ多様化及び高解像度化等を背景に「地球システムデータの国際交換に関するWMO統一ポリシー決議」が承認されている。取得されたデータは、単に洋上風力発電事業だけでなく、広く気象サービスにも利用されることを希望する。 気象海象情報は、運用開始後のO&Mの可否判断に係わってくる。取得データを利用することで、予報精度（確度）が上がり事業の効率化が図られるだけでなく、地元の防災情報にもなる。セントラル方式でのデータ公開方法を参考に、事業開始後のデータ公開を希望する。	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
8	・意見内容 次の とおり修正いただきたい。 ・５．サイト調査（風況・海底地盤・気象海象）（４）調査対象区域の選定の要件と手順 １）選定における必須事項①対象区域における調査実施に対する調整への着手（ P.5） 「区域の選定において、都道府県等が、対象区域における調査活動の実施により操業上の調整が生じる者（漁業・航路等）との調整に着手しており、 JOGMEC が調整を行う際にも、都道府県等として地元関係者等との調整に主体的に関与することを前提条件とする。 」 ・７．海洋環境等調査（ P.8）「海 洋環境等調査の実施は、①都道府県等が海洋環境等調査の実施により操業上の調整が生じる者（漁業・航路等）との調整に着手していること、また、②環境大臣が海洋環境等調査を実施する際にも、都道府県等 が地元関係者等との調整に主体的に関与することを前提条件とする。 」 ・理由 本運用方針 「４．案件形成に向けた地域調整」においては「 協議会設置以前の初期段階の案件形成は、都道府県及び市町村の地元自治体が主導的に調整を担い、国は地元自治体が行う地域での理解醸成や漁業実態の把握・整理等に対し、自治体側のニーズも考慮しつつ必要な支援を行っていく。」としており、市町村も主体的に調整の実施主体である 。	サイト調査及び海洋環境等調査に係る検討等は、都道府県からの情報提供等を踏まえて実施されることを考慮し、原案のままとさせていただきます。
７．海洋環境等調査		
9	・意見内容 海洋環境等調査について、本制度はセントラル方式の実効性向上に資する重要な取組であると考えますが、都道府県の関与を前提とした実施条件、既存調査との役割分担、累積的影響評価への活用及び事業リスクとの関係について明確化を図らなければ、円滑な制度運用に支障が生じるおそれがあるため、これらの点について具体的な指針の提示を要望します。 なお、本件について既に同趣旨の整理がなされている場合には、その旨ご教示いただけますと幸いです。	具体的なご懸念点がわかりかねますが、適切な制度運営に向けて今後とも取り組んでまいります。
10	・意見内容 セントラル方式に基づく調査に係る費用負担については、「セントラル方式の運用方針」において一定の記載があるものの、海洋環境等調査に関しては、促進区域指定ガイドラインおよびセントラル方式運用方針のいずれにおいても明確な記載が見当たらない。 この点、環境大臣が実施する調査の範囲については国が費用を負担するとの理解で差し支えないか確認したい。 あわせて、費用負担の考え方については、関係者の理解の明確化および予見可能性の確保の観点から、両文書において明示的に記載することが望ましいと考える。 ・理由 調査に係る費用負担の範囲が不明確である場合、事業者における参入判断や事業計画の検討に影響を及ぼす可能性がある。また、関係者間で解釈の相違が生じるおそれもあることから、あらかじめ整理し明示しておくことが、制度の透明性および円滑な運用の観点から重要である。	海洋環境等調査に要する費用は国が負担しますので、原案のままとさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
その他		
11	洋上風力の調査・計画を、政府管理・JOGMEC に一括するという方針案だが、独立行政法人は、「民間では 実行されないおそれがある事業」の為にあるはずではないのか。 洋上風力は 既に海外で十分な利益を持って 実稼働されている事業だ。 政府や独占企業の介入は、逆に 自由資本主義による投資開発の 妨げになるのではないか。 特に JOGMEC は、日中国境問題で 採掘の可能性が無い尖閣諸島や、ほぼアメリカ領のはずの南鳥島で、利用可能性の低いレアアースを「有益」などとして 海洋汚染も省みずに調査採掘を繰り返している法人だ。 環境問題の解決の為の 風力発電に、この様な SDGs に反する法人を投入するのは、おかしいのではないか。 あくまで政府は、環境法などの整備を行い 企業が自然破壊・海洋汚染を起こさない様、監視する役割に徹するべきだ。	洋上風力の案件形成における課題として、複数の事業者が同一海域で重複した調査を実施し非効率であるほか、それに伴い地元漁業における操業調整等の負担が生じていたところ、これら弊害を解消するために、案件形成の初期段階から政府が主導的に関与し、より迅速・効率的に調査等を実施する仕組みとして、「日本版セントラル方式」を確立しました。この「日本版セントラル方式」の一環として、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が担い手となり、洋上風力発電事業の検討に必要な調査を実施することとしています。
12	私は洋上風力発電の導入そのものに賛成・反対の立場を明確に持つものではありません。しかし、国がエネルギー政策として洋上風力を推進する方針を示している以上、その方向性を本気で実現するための制度設計が求められると考えています。特に現在、世界情勢は不安定化しており、イラン情勢をはじめとする国際紛争により化石燃料の供給リスクが顕在化しています。日本はエネルギー自給率が極めて低く、再生可能エネルギーの導入は「環境政策」というよりも「エネルギー安全保障」の観点から不可欠な選択肢となっています。その意味で、洋上風力発電の導入を進めるという国の判断は理解できるものです。 しかしながら、国の洋上風力の進め方には大きな違和感を覚えます。特にRound1において、三菱商事コンソーシアムが撤退した背景には、後発事業者が十分な検討を行わないまま入札に参加し、それを適切に評価できなかった制度設計の問題があったと考えています。洋上風力発電において最も難易度が高く、最もコストとリスクがかかるのは「案件形成」の段階だと考えます。風況・海象調査、環境アセスメント、漁業者との調整、港湾・施工計画など、数年単位の先行投資が必要となります。 にもかかわらず、現行の入札方式は、こうした先行事業者の努力を十分に評価せず、後発事業者が不十分な検討でも落札できてしまう構造になっています。これは、先行して案件を開発した事業者を過小評価する制度設計であり、日本の洋上風力の導入を本気で進めるという国の方針と矛盾しているように感じます。Round2以降でも同様に先行事業者が敗北する結果が続いており、このような制度では、どの事業者も先行投資を行うインセンティブを持てず、結果として日本の洋上風力の導入が進まないという悪循環が生じています。 こうした状況を受けて、国はセントラル方式を導入し、調査やデータ取得を国主導で行う方向に舵を切りました。しかし、セントラル方式で得られたデータについて国は責任を負わず、費用は事業者負担となる点には大きな懸念があります。事業者にとってはリスクが増すだけであり、先行投資インセンティブの欠如という根本問題は解決されていません。むしろ、事業者のリスクが増大するだけの制度改訂になっているのではないかと危惧します。 また、案件形成には、県や市など行政側が主体となるパターンと、事業者が主体となるパターンが存在します。両者は役割もリスクも異なるにもかかわらず、現行制度では同一の入札方式で扱われています。しかし、本来はこの二つを分け、それぞれに適した入札方式を採用することが合理的ではないでしょうか。行政主導型と事業者主導型を同一の枠組みで評価すること自体が、制度の歪みを生んでいるように感じます。 上で提案した入札方式の制度設計は困難かもしれませんが、欧州で採用されている「公募の2段階方式」は、先行事業者の努力を適切に評価しつつ、競争性も確保できる制度として知られています。この方式を早急に採用することは、不要なセントラル方式を縮小・廃止し、より健全な市場形成につながる可能性があるのではないでしょうか。欧州では、先行調査段階と価格競争段階を分けることで、案件形成の質を担保しつつ、事業者のリスクを適切に分散させています。日本の領海内の案件においても同様の仕組みを導入することで、先行事業者の努力を正当に評価し、制度全体の持続性を高めることができると考えます。 私が強調したいのは、日本の洋上風力を本当に拡大したいのであれば、先行事業者の努力を正当に評価する制度が不可欠であるという点です。先行事業者は、調査・環境アセス・地元調整など最も負担の大きい部分を担います。これにより国や自治体の負担は軽減され、調査の質も高まり、プロジェクトの成功確率も向上します。事業者が自らの事業のために調査を行うため、不要な調査の削減や責任の明確化にもつながります。 今回のガイドライン改訂案およびセントラル方式運用方針改訂案においては、こうした「先行事業者の価値」を制度としてどのように評価するのかが十分に示されていないと感じます。日本の洋上風力を持続的に発展させるためには、先行事業者の努力が正当に報われる仕組みを制度に組み込むことが不可欠です。 国には、制度の公平性だけでなく、産業としての成長性・持続性を見据えた制度設計を強く求めます。	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。